法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）又は第十二条の八第一項（同条第九項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による退職共済年金（以下「特別支給の退職共済年金」という。）に係る裁定の請求を既に行ったものは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　配偶者又は加給年金額の対象者である子（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。）があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨

（削る）

五　加給年金額の対象者である子が新障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときは、その旨

六　（略）

4　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一　（略）

二　配偶者又は加給年金額の対象者である子があるときは、次に掲げる書類

イ　請求者と配偶者又は加給年金額の対象者である子との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ロ　配偶者又は子が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

ハ　前項第五号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ニ　ハの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、診断書及びレントゲンフィルム

5　（略）

（支給停止解除の申請）

第十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）又は第十二条の八第一項（同条第九項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による退職共済年金（以下「特別支給の退職共済年金」という。）に係る裁定の請求を既に行ったものは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　配偶者又は加給年金額の対象者である子（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。）があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨

五　厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十号に規定する他の公的年金給付等（以下「公的年金給付等」という。）を受ける権利を有するときは、当該給付を行う者の名称及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号

六　配偶者（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者に限る。）が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該給付を行う者の名称及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号

（新設）

七　（略）

4　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一　（略）

二　配偶者又は加給年金額の対象者である子があるときは、その者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

5　（略）

（支給停止解除の申請）

第十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）